

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の指定の取り消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取り消した団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏 名	
早川 周作	衆議院議員	はやかわ周作政治研究会	鳥取市富安二丁目 75	早川 周作	平成 19 年 12 月 27 日